

令和7年12月定例会

総務委員会会議録

12月10日（水）

防府市議会

○日 時 令和7年12月10日(水) 午前10時

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○付議事件

- (1) 議案第131号 防府市火災予防条例中改正について
- (2) 議案第95号 第6次防府市総合計画について
- (3) 議案第112号 防府市地域協働支援センター設置及び管理条例中改正について
- (4) 議案第90号 指定管理者の指定について
- (5) 議案第91号 指定管理者の指定について
- (6) 議案第92号 指定管理者の指定について
- (7) 議案第115号 防府市サイクリングターミナルの使用料の額を改定するもの
- (8) 議案第116号 防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について
- (9) 議案第117号 防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例中改正について
- (10) 議案第122号 防府市公会堂設置及び管理条例中改正について
- (11) 議案第123号 防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について
- (12) 議案第124号 防府市山頭火ふるさと館設置及び管理条例中改正について
- (13) 議案第125号 防府市英雲荘設置及び管理条例中改正について
- (14) 議案第129号 防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例中改正について
- (15) 議案第130号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- (16) 閉会中の継続調査事項について

○出席委員(8名)

総務委員長	梅 本 洋 平
総務副委員長	村 木 正 弘
総務委員	上 野 忠 彦
〃	宇多村 史 朗
〃	重 田 直 輝
〃	田 中 敏 靖
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治

○欠席委員

なし

○委員外議員（８名）

石田卓成
河杉憲二
河村孝
久保潤爾
生野美輪
田中健次
原田典子
藤本真未

○説明のため出席した者（１４名）

総合政策部長	永松勉
総合政策部次長	磯邊範子
総合政策部政策推進監	宮本松典
政策推進課長	関屋拓亮
政策推進課長	安村良輔
地域振興課長	西野紀子
文化スポーツ観光交流部長	松村慎吾
文化スポーツ観光交流部次長	田村裕之
観光振興課長	藤本奉文
スポーツ振興課長	森富隆之
文化振興課長	森江崇文
消防長	山崎泰介
消防本部次長	石川昭夫
予防課長	松野太

○出席書記

川越進矢

午前 10 時 開会

○梅本委員長 おはようございます。ただいまより総務委員会を開催いたします。

付託案件の審査に先立ちまして、先日開催されました委員会におきまして、私どもが副委員長に選任されましたので、一言御挨拶を申し上げます。

委員長の職を預かりしました梅本でございます。初めての委員会ということでございますが、たくさんの議案が上程されております。円滑に皆様と協力して進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

○村木副委員長 副委員長に就任しました村木です。よろしくお願いいたします。

しっかり委員長を支えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○梅本委員長 ありがとうございます。それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託となりました案件について審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、発言の際は挙手の上、マイクを手を持ってされますようお願いと申し上げます。

また、本日の進行につきましては、お手元に配付しておりますレジユメのとおりでございます。

議案第 131 号 防府市火災予防条例中改正について

○梅本委員長 議案第 131 号防府市火災予防条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○石川消防本部長 おはようございます。消防本部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 131 号防府市火災予防条例中改正について御説明いたします。

議案書の 323 ページをお願いいたします。

本案は林野火災の予防上、必要な規定の整備をし、及び対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに取扱いについて改定をしようとするものでございます。

324 ページをお願いいたします。

第 7 条の 2 に対象火器設備等の種類として簡易サウナ設備を追加し、簡易サウナ設備についての位置、構造及び周囲の可燃物との離隔距離並びに安全装置の基準を定めております。

326 ページをお願いいたします。

第 29 条は火災に関する警報は消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確

にし、また、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限のうち、屋内での裸火の使用にかかる制限、使用時の窓、出入口等の閉鎖について規定の削除を行うものでございます。

第29条の7では住宅における火災の予防の推進に感震ブレーカーを追加しております。

続きまして、第29条の8では林野火災に関する注意報を追加し、区域内にある者は火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと、また、その対象区域を指定することができるかと定めております。

327ページをお願いいたします。

第29条の9では、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限を追加し、区域内にある者は火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと、また、その対象区域を指定することができるかと定めております。

最後に、第45条第1号では火災と紛らわしい煙、または火災を発する恐れのある行為にたき火が含まれることを定めております。

328ページをお願いいたします。

この条例の施行日は、林野火災の予防的な規定については、令和8年1月1日から施行し、簡易サウナ設備、感震ブレーカーの規定については令和8年3月31日から施行します。

以上、条例の改正内容について御説明申し上げました。御審議の程よろしくをお願いいたします。

○梅本委員長 それでは、執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 これちょっとまた勉強会でも聞いたことなんですが、ここでちょっと掘り下げたいと思うんですが、第29条9で林野火災の予防の目的として火災に関する警報を発したとき、林野火災の発生の危険性を勘案して第29条各号に定める、火の使用制限の対象となる区域を指定することができるの中の第45条第1号中、項の下にたき火を含むという文言が追加されたら、これによって、今後たき火をする場合は届出と言いますか、許可を取らんといけると、こういうような話だと思うんですけども、実際、たき火ってかなりやられてるんですよ、学校でも夏のキャンプファイヤーで大規模なこともやってますし、農家じゃ野焼きもやってますよね、この辺のところはもう全部含んでいくということになるんでしょうか。

○松野予防課長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

野焼き、たき火、今学校でキャンプファイヤーと申し上げましたが、全て該当します。

○松村委員 もう一つ、2のほうでは、届出の対象となる期間及び区域を指定することが

できるって書いてあるんですけど、これに対しては期間、例えば火災が発生しやすい季節であったりと、区域もやっぱり山林に近いところになるのか、それとも市全域になってくるのか、この辺のところはどうなってくるのかお尋ねいたします。

○松野予防課長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず、区域につきましては1月1日から5月31日の期間を定める予定としております。それと区域につきましては、市内全域とすることとします。

○松村委員 これ、市広報等で広められるんでしょうけども、なかなかこれ気づかんで、みんなたき火やったり、野焼きするんじゃないかなと思うんですけど、そういう場合はどうなんですか。罰則とかあるのか、それとも消防車が来るといふか、消防系の関係の職員が来て、これはもうやっちゃいけませんよとか注意するとか、どういう対応するのかその辺をお尋ねしたいと思います。

○松野予防課長 ただいまの質問について、お答えいたします。

火災、林野火災に関する注意報のときには、注意喚起をするということになりまして、火災警報、林野火災警報の発令中に行った場合は罰則が適用となります。

罰則の内容が消防法第44条のほうに規定されているんですけども、30万円以下の罰金または拘留となっております。

○松村委員 厳しいですね、かなり。だからですね、よく周知をしてください。

市民の方で、多分、今時期なんかサツマイモはねちょっとこう庭の掃除をしてから落ち葉でたき火してその中にくべてね、食べるおばあちゃんとか多いんじゃないかなと思うんですけど、急に林野の家で、山中の家でやってから罰金払ってもらいますよって言うんじゃない、ちょっとあまりにもかわいそうな話なんで、まあ確かに国の制度かなんかでこういう話になったのかもしれませんが、こういうのをきちっと周知した後にこういうのを執行してもらわんと、知らなかったじゃすまんわけですよ。当然、罰則はあるわけですよ。

ですから、しっかりと周知していただきたいんですが、それについてどのように対応をとられるのか、それでさっき注意喚起って言いましたけど、これは特に山林関係のところにはそういう、何というか街宣車みたいなのを出して、もうたき火はしたら罰金になりますよとかそういう注意喚起をしてもらおうとか、そのへんのやり方について具体的に教えてください。

○松野予防課長 ただいまの質問についてお答えします。

まず、条例改正についての周知方法のほうなんですけども、そちらのほうは市広報と市のホームページにより周知を実施する予定としております。それと林野火災の注意報・警報等の発令時には防府市の防災メールと消防車両による巡回広報により周知をするように

しております。

○松村委員 最後になりますが、特に今、キャンプファイアーの話もしましたが、本当、子どもたちが楽しみに夏のキャンプをやったりとかですね、その地域の子ども会あげてやったりしてるんですよ。それで、そういうのをきちんと例えば、教育委員会でやったりとか、多分いろんな部をまたいでくるのかなと思うけど、結局、ちょっと私も今そのなかなか想像できませんけど、いろんなその火を使うようなイベントであったり、娯楽であったり、レジャーであったり、また今の農業の方々が野焼きをしたりとか、そういうのもあるんで、しっかり各分野に通じて、しっかり広めていただいて、知らなかったと、罰則が来るようなことにならないように徹底していただきたいという要望をしておきます。

○山崎消防長 松村委員の言われた、ちょっと補足するんですけど、今回、たき火というのは今の煙を発するとか、炎を発すると、この届け出の対象にたき火を含みますよということが入ってきた話なので、これはあくまでも届け出をしていただく、今罰則とかが発生するのは、今度は今の林野火災に伴う警報が発令されたときには、火の使用を制限しますよということになりますので、その警報が発令されていないときには注意報のときは努力義務で止めてくださいねということはできますけど、それ以外のときには、たき火とキャンプファイヤー等は届出していただければ、されて結構でございますので、全部は駄目ということではありませんが、あくまでも注意報、警報、これが発令されたときに火の使用を制限しますよという考え方になりますので、今のたき火のほうは、もともと届出の条例ありましたけど、その中にたき火も含みますよということで、今回改正されていますので、それがちょっと、同一になってごちゃごちゃしていくのかなと思いますのでちょっと補足させていただきます。

○松村委員 たき火というのは、多分日本古来から生活の一部の行為なんですよ、ですから、ここに対して届出がいるという重たい感じになってくるので、多分みんなえってなると思うんですけど、とにかく周知徹底していただけたらと、こういうのをですね、よろしく願いいたします。

○宇多村委員 お世話になります。私のほうからちょっと質問させていただきます今、おおむね松村委員のほうから、話がありましておおむね賛成です。

基本的なことを聞くんですけど、最近、林野火災とかすごく多いわけですけど、改正のそもそも理由ですよ、これ見てみましたら国の定めた平成14年の総務省令で、平成14年って言ったらかなり昔の話になるんですけど、今まで比較的林野火災に関する意識が、我々も少なく、防府あたりではほとんどの場合は家の周りでたき火するときには必ず届出するようにはしてるけど、それをまず周知徹底していただくということと。改正の

理由が政令改正されてからかなり年がたってますから、なぜ今なのか、そこら辺ちょっと説明していただきたいと思えますけどいかがでしょうか。

○松野予防課長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

今回の条例改正の契機となったことが、昨年、大船渡市のほうで火災があったことを契機で国のほうが今回検討して、こちらの条例改正になったという契機になっております。

○宇多村委員 分かりました。国のほうからこのたび、きちっとしときやと指導があったということですかね。

○松野予防課長 はい。

○宇多村委員 かなり厳しいからですね、ここまでのことをなかなか一般の方は意識が足りないような気がしますから、本当にこう周知していただくとかね、それが大事だと思いますのでよろしく願いいたします。

○三原委員 ちょっと参考に聞きたいんですけど、よく農家の人が田んぼで草とかいろいろたき火していますよね、よく聞くのがパトカーが来たとか、救急車が来たとか、誰かが通報しているんじゃないかと、そういう事案というのはどのくらい近年ありますか。

○石川消防本部次長 お答えいたします。

数字的なものはないんですけども、消防本部に苦情めいたことがございましたら、クリーンセンターと情報共有をしております。

火災の火が見えるとか、火災になるかもしれないという事案でしたら、消防車を調査で出しております。煙が入ってくるという苦情に関しましては、消防ではなくてクリーンセンターのほうに情報共有して投げております。

件数についてはすみません、ちょっと今持ちあわせておりません。

○三原委員 林野火災の警報中であれば、罰則規定になる。これはいきなり罰則ですよというのか、一旦は注意するのか、その現場の判断というのはどうなるのですか。

○石川消防本部次長 お答えします。

まずは、警報中における行為を見つけた場合にはもちろん、いきなり罰則ではなくて行政指導、協力をもちろん求めて、警察を呼んでですすぐ罰するということはいたしません。そういうスタンスです。

○三原委員 安心しました。

○石川消防本部次長 あと、すいません、もう一点補足で、届出は、たき火が入るということで、これを条例の中にも軽易なものは届出でなくて口頭でもいいということになっておりますので、電話で受け付ける、文書を出さなくていい、その辺もまたしっかり周知をいたします。

ですから、消防本部に来て届出の書類を出すということは、それでも構いませんけれども、電話での受付も可能です。

○松村委員 今、軽易の方は電話でもいいという話なんですけど、その軽易の基準とはどういうふうにお考えでしょうか。

○石川消防本部次長 個人的なものは軽易なもの、あとは燃やす面積とかですね、あくまで届出ですから、消防本部のほうはその焼却行為を許可したわけではありません。届出でに対してうちのほうが届出を受理するという形でございます。

ですから、大きなイベント等、伝統行事等、そういったものに対しては文書なり規模によると思います。そういったものは文書で出してくださいと指導するかもしれません。

○松村委員 僕さっき農家の方の野焼きの話をしたんですけど、軽易なものから大きなものであると思うんですよ、そこの判断というのはどうなってくるのか。

今から野焼きするんで、すいませんが、で済ましたいと思うんですよね。わざわざ行ってまで、忙しい方が、農家の方々が、その辺についてはどうなるのかと思うんですけど。

○山崎消防長 野焼きの届出があった際に、うちのほうとしては小分けにして燃やしてくださいという指導はします。風が強い日にはやめてくださいということも指導します。その辺で火災にならない、火災予防上、大丈夫であれば実施という形になりますので、その辺で田んぼの中でやるのであれば、その辺はあれで――先ほどの三原議員からありました件数ですけど、火災に発生したかどうかは別として、揚煙行為に対してのうちのうちが出動している調査とか、警戒については、令和6年で言えば627件の揚煙の届出が出ています。

それに対して、調査で9件出ています。それと、警戒と言いましてサイレン鳴らして行く、これが6件で計15件ほど出ております。そのように、近隣住民から煙とかそういう形で通報が入って来たりします。その辺もあるののうちとしたら届出があったときには、近隣の方に迷惑にならないようにしてくださいねというふうなお願いはしております。

やってもいいとか、やっては駄目とかいうのが、うちはできませんので、その辺で対応してもらっております。

以上でございます。

○松村委員 結局、どんと焼きとかイベントとかも今から1月にありますけど、来年の1月から全適用されるということになるんですね。

さっき、三原委員が言った、要は罰則なんですけど、見つかって1回指導が入ると言っていましたけど、この辺のところは確立しているんですか、罰金30万円以下の罰金と言っていましたけど、最悪の場合はですね。

だから、指導が何回か続いて、聞かない場合警察も一緒に連れて行ってから罰金もらい

ますよという、刑事事件みたいになるんですかね、ちょっとその辺のところをもう少し詳しく教えてください。

まだ特定できていないならそれでもいいんですけど、ちょっと教えてください。

○山崎消防長 警報発令中、注意報等の発令中のときも巡回したときに消防職員がそこで現認しますよね、そのときに今こういう気象状況ですので、直ちに止めてくださいということをお願いして、普通の人であればそこで分かりましたということで止めてもらいます。

ただ、それを止めないときには、今度はうちとしたら警察呼ぶなり何かして、その後の対応をする。うちも公務になりますので公務執行妨害という形で、別のになりますけど、うちとしたらもう取りあえずは罰則に持っていくというよりは、お願いして止めてください火災にならないようにしてください、もし消火の道具を持っておられなければうちの消防車で消すとか、そういう形でやっていきたいと思っております。

だから、何が何でも罰則にするということは考えておりませんので、柔軟に対応はしていきたいと思っております。

○松村委員 そのところをちょっと確立しとかなないと、例えば今、空き家とかいろんな、とにかく手続論として1回入れて戒告、今度は文書で送ったりとか、直接訪問して指導したりとか、いろいろあるんですよ。

最終的に強制執行とかああいう感じなんですけど、だから逆に言えばそういうのを今度確立してくださいね、ちゃんと。また教えてください。

○三原委員 ちょっとつかぬことを聞くんですけど、先ほど警戒で6件、これ消防車が出るわけですよ、調査は消防車じゃない。

以前、救急車のことで私質問したときに誤報で出て1回出たときにいくらかかるんですかと。救急車は計いくらかかるんですかと、消防署に聞いたことあるけど。消防車のほうが1回出動しますよね、どのくらいかかりますか。そういう計算されていればちょっと教えてください。

○山崎消防長 消防車が出動していくらってというのが、今の燃料代とかそんなものと考えてくるとなかなか難しいところがありますから。ただ調査であれば手当はつきませんので、特殊勤務手当はつきませんので。

警戒であれば、今度は火災と一緒に特殊勤務手当って数百円ほど職員がもらえるようになりますので。あとのガソリン代とかその辺になるとちょっと難しいのかな、その辺のちよっと細かいところのあれはちょっと、申し訳ございません。

○三原委員 分かりました。これは違う案件で救急車のこと聞いたとき総合的に割って5万、6万円くらいかかりますという話だったんです。だからこれでもね、大きなお金に

なるじゃないですか。1回出動して。人件費も要るし、車両代も要るし、ガソリン代も要るし。しっかりやってください、よろしくお願いします。

○梅本委員長 そのほか、いかがでしょうか。

ただいま、委員外議員の方から発言をしたいとの申しでございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 それでは、久保委員外議員。

○久保委員外議員 すみません、ありがとうございます、委員長。

今、罰則のところを見ていたんですけど、市のホームページで野焼きの禁止のところを見たらですね、罰則がですね廃棄物処理法になっていて罰金1,000万円というのが書いてあるんですね、消防法と廃棄物処理法の兼ね合いといいますか、統一的に考えると2つ基準があるように見えるんですけど、消防本部に聞くのがいいのか分からないですが、もしお分かりになれば教えていただきたい。

○石川消防本部次長 お答えします。

廃棄物処理法のほうは、いわゆる違法の焼却、廃棄物のほうでございます。

消防法のほうはいわゆるたき火、野焼き、そういったもの、警報中にそういったものをして相手方が受け入れなかったときに罰則のほうに進むということでございますので、そういうことになっております。

○久保委員外議員 了解いたしました。よく分かりました。ありがとうございます。

○山崎消防長 ちょっと補足させてください。

たき火の中に今の焼却物の焼却とか野焼きは全て含まれます。ただ、その中のたき火する中で一般家庭のごみとかを一緒に燃やしておれば、当然それも廃棄物のほうで処理されます。

だから、普通に草とかだけを燃やしているほうについてはたき火としてうちのほうの届出の対象となりますけど、その中にもし廃棄物のようなものがあれば、そこはもう廃棄物のほうの法令で処分になりますので、これは多分警察のほうになると思いますので以上です。

○梅本委員長 よろしいですか。

その他、委員外議員の方から発言をしたいとの申しでございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、委員外議員の発言を許可することに決定いたしました。

○石田委員外議員 ありがとうございます。共同運用が始まって、今まではこの火災の紛らわしい届け、揚煙届は消防の通信指令課のほうに一般電話で電話して届けていたんですね、多分みんな議員で地域で聞かれることも、どこに届けたらいいとか聞かれることも多いと思うんですが、今後は山口に指令課が来ましたけど、どこに届けをすればいいのかというのをまず教えていただければと思います。

○石川消防本部次長 お答えいたします。

火災と紛らわしい行為の届けで、いわゆる私どもの揚煙届と通称言っておるんですけど、今までどおり防府市消防本部のほう、今所管が火災予防条例ですけれども、届出の所管は広域通信指令課のホームページに載っておると思います。

ですから、防府市消防本部のほうに、電話なり届出を出すようになります。

ですから、広域共同運用指令センターのほうではなく、各本部、各市で届けを受理するということでございます。

○石田委員外議員 ありがとうございます。じゃあ、消防本部の代表電話にすればいいということなんですか。今まで、代表電話してましたが、指令課がまず取られてたと思うんですよね、そこからいろんな担当課に回して下さってたと思うんですけど、今、共同運用が始まって以降は代表電話にしたらどこにつながるんですかね。

○石川消防本部次長 お答えいたします。

今、代表電話が通信指令課、代表ではないんですけど、通信指令課の24-0119こちらが一応代表という形で、夜間もそちらで受付をしているような形となっております。

○石田委員外議員 分かりました。じゃあ、そこにするようにします。年間何回かはね、僕も百姓やってる関係で、どこにしたらいいかいねってよく聞かれるのでですね、どうか代わりにしとってくれとかよく言われるので。

分かりました、ありがとうございます。

○梅本委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については原案どおりこれを承認

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第131号については全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 開議

○梅本委員長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

議案第95号 第6次防府市総合計画について

○梅本委員長 議案第95号第6次防府市総合計画について執行部の補足説明を求めます。

○磯邊総合政策部次長 議案第95号第6次防府市総合計画について御説明いたします。

議案書の57ページ、別冊の第6次防府市総合計画（案）をお願いいたします。

まちづくりの基本的な構想を示す総合計画は、本市における最上位の計画であり、防府市自治基本条例第13条の規定に基づき策定するものでございます。

第6次防府市総合計画は、令和3年3月に策定いたしました総合計画「輝き！ほうふプラン」の後期計画として、令和8年度から令和12年度を計画期間とし、第5次総合計画の成果を踏まえつつ、本市の未来を見据え、新たに取り組む事業を加えた計画でございます。

総合計画「輝き！ほうふプラン」の基本目標である明るく豊かで健やかな防府の実現を目指し、第6次防府市総合計画の目標指標につきましては、社会増の継続と人口減少率の縮小を設定し、推進していくこととしております。

この計画は議会をはじめ、様々な分野の方で構成する「輝き！ほうふプラン」推進会議、パブリックコメント等で御意見をいただきながら策定してまいりました。

6つの重点プロジェクトにつきましては引き続き進めていくこととし、今後5年間に実施する事業を具体的にお示ししております。

第5次総合計画と同様に、重点プロジェクトを含め本市の取り組む主な施策を安全、環境、健康、福祉などの6つの分野別施策にお示しし、それぞれの行政分野において策定する個別計画との整合性を図りながら推進していくこととしております。

また、総合計画を着実に推進するとともに、新たなニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供するため、行政経営改革にも引き続き取り組むこととしております。

説明は以上となります。よろしく御審議の程お願い申し上げます。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りします。本案については原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第95号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第112号 防府市地域協働支援センター設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 続いて、議案第112号防府市地域協働支援センター設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○磯邊総合政策部次長 議案第112号防府市地域協働支援センター設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の189ページをお願いいたします。

本案は物価の上昇等に対応し公平性の確保、受益者負担の原則の観点から使用料の額を改定し、利用者の利便性、施設の有効活用の観点から研修室等の使用区分を1時間単位とするものでございます。

なお、多目的ホール、フードスタジオ等については、その利用実態から使用区分の変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の程お願い申し上げます。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りします。本案については原案のとおりこれを承認す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第112号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩をいたします。

総合政策部の皆様、お疲れさまでした。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

○梅本委員長 休憩を閉じて再開いたします。

議案第90号 指定管理者の指定について

○梅本委員長 それでは、議案第90号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 文化スポーツ観光交流部でございます。

議案第90号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案の37ページをお願いいたします。

本案は、防府市まちの駅につきまして、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となりますことから、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、指定候補者選定委員会において防府市まちのえきの供用開始当初から現在まで安定して運営されてきた実績があり、また、観光宣伝及び観光客の誘致等観光に関する諸施策を行い、本市の観光事業の振興と健全なる発展に努め、併せて地域経済、住民生活の安定向上に寄与することを目的として設立された一般社団法人防府観光コンベンション協会は本市や観光関連団体と一体となって観光施策に取り組んでいることから公募によることなく指定候補者として審査することが決まりました。

その後、同協会から提出された事業計画書等について審査した結果、審査基準を満たす評価がなされたため、一般社団法人防府観光コンベンション協会を令和8年4月からの5年間について指定候補者として選定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか

か。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りします。本案については原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第90号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第91号 指定管理者の指定について

○梅本委員長 次に、議案第91号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 続きまして、議案第91号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の41ページをお願いいたします。

本案は防府市公会堂及び防府市地域交流センターにつきまして、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となりますことから、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定候補者の選定にあたりましては、指定候補者選定委員会において、指定候補者である公益財団法人防府市文化振興財団は防府市の文化の発展と振興を図ることを目的として平成10年3月に設立した公益法人であり、文化及び科学に関する事業の企画実施のほか、文化施設の管理・運営の受託等の事業を設立の年から継続して行っており各施設の設置目的に沿った効率的な管理運営、突発的なトラブル等に対する市と連携した迅速な対応のほか、地域に根付いた特色がある多くの自主事業、育成事業等を実施し、成果を上げていることから公募に出ることなく指定候補者として審査することが決まりました。

その後、同財団から提出された事業計画書等について審査した結果、審査基準を満たす評価がなされたため、公益財団法人防府市文化振興財団を令和8年4月1日からの5年間について指定候補者として選定したものでございます。

なお、この2施設については同じ管理者が一体的に管理することにより、職員の配置や広報等の面で柔軟かつ効率的な運営ができるなどの理由で、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーと合わせて4施設の一括管理として指定候補者を選定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りします。本案については原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第91号につきましては、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第92号 指定管理者の指定について

○梅本委員長 次に、議案第92号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第92号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の45ページをお願いいたします。

本案は、山頭火ふるさと館につきまして、指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となりますことから、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定候補者の選定に当たりましては、指定候補者選定委員会においてまちの駅「うめたらす」等と連携し、周遊観光への働きかけを積極的に行い、文化施設としてはもちろん、観光資源としても実績を上げており安定した管理運営を行っておりますことから、公募によることなく一般社団法人防府観光コンベンション協会を指定候補者として審査することが決まりました。

その後、同協会から提出された事業計画書等について審査した結果、審査基準を満たす評価がなされたため一般社団法人防府観光コンベンション協会を令和8年4月1日からの5年間について指定候補者として選定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほう、お願いします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○三原委員 議案第90号、91号、92号で、選定委員会というのが出てきました。その選定委員会の選定委員とどのような選定をされるのか、それを教えてください。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

まず、観光施設、うめてらす、まちの駅の選定委員についてお答えいたします。

選定委員につきましては、防府市観光施設指定候補者選定委員会設置要綱におきまして、文化スポーツ観光交流部長、教育部長、学識経験者、防府商工会議所、防府観光コンベンション協会、市民活動団体が委員として選定されております。

選定につきましては、指定管理者の審査基準というものにおきまして、基本的事項、基本姿勢の適正さ、その後、事業計画書の内容について、提案価格について、また事業計画書に沿った管理運営を安定した人員配置になっているか、個人情報等を保護するために必要な措置が講じられているか等の審査項目を審査いたしまして、決定したものでございます。

○森江文化振興課長 文化施設のほうにつきまして御説明させていただきます。

文化施設につきましては、公会堂、アスパラートと山頭火ふるさと館を併せて文化施設というふうにいたしまして、それと併せてソラール及び視聴覚ライブラリーを併せた指定候補者の選定委員会として組織しております。

先ほどの選定委員会と同様に文化スポーツ観光交流部長、教育部長、学識経験者、あと商工会議所、それに市民活動団体から委員を推薦していただいております。

以上でございます。

○三原委員 ありがとうございます。それで、学識経験者はどういう方なのか、ちょっと教えてください。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

観光施設の今回のまちの駅については、防府市の社会教育委員の会議委員長の方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○森江文化振興課長 文化施設のほうにつきましては、学識経験者といたしまして、山口県立山口博物館の学芸課長さんと、同じく防府市社会教育委員の会議の委員長の方をお願いいたしました。

以上です。

○三原委員 社会教育委員というのは、ごめんなさい、もう少し具体的に教えてもらえますか。

○梅本委員長 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 開議

○梅本委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

○藤本観光振興課長 大変失礼しました。お答えいたします。

社会教育委員につきましては、歴史、文化そういったものに造詣、見識が深いというところで、今回お願いしているものでございます。

○三原委員 ちょっともう一度言ってもらえる。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

文化観光や歴史そういったものに見識が深い、そういう立場から参加していただいております。

○三原委員 これは教育委員会から委嘱された人たち、組織よね、じゃないですか。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

教育委員会生涯学習課も所属されているというふうに認識しております。

以上でございます。

○三原委員 ちょっと私もよく理解できないので、またちょっと勉強させてもらいます。

○松村委員 ちょっと関連ですけど、これ審議終わってるからあまり深くは言いませんけど、うめてらすのほうの選定委員の中に観光協会の会長が入ると言われましたか。確認です。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

選定委員の中には、観光コンベンション協会の専務理事が役職として就いていらっしゃるんですが、このたびは利害関係者ということで参加されておりません。

○松村委員 それが言いたかったんです。だから、えってちょっと思ったんで、観光協会が指定管理で選ばれてるのに、何でその選定委員、観光協会の関係者でもあってもいけんと思うんで、それないんであればいいですけど、今後こういうことがないようにしていただけたらと思います。

以上です。

○梅本委員長 そのほかいかがでしょうか。ただいま委員外議員より発言したいとの申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。委員外議員の発言を許可することに決定をいたしました。

○田中（健）委員外議員 許可をいただきありがとうございます。それで、90号から92号までのこの3つの指定管理について、候補者の選定結果というのか、そういったものが市のホームページに掲載されていないんですよね。議員に対してもそういう資料が事前に出されていない。これまでは、この業者だとか、こういう団体に選定しましたというのが、紙の段階のときには紙でももちろんもらいました。それで、今市のホームページを見ると、1年前に選定をした、これは地域協働支援センターですね、ルルサスのところ。それは令和7年の4月1日、1年前ですからそうなりますが、それから令和12年3月31日までの5年間のもの。これについては、昨年10月17日に市のホームページにそういうものが公表されてるんですが、今回、今ちょっとネットで見る限り、そういったものが全然、市のホームページにも公表されていないと思うんですが、ちょっとこの辺についてはどういうお考えだったんですかね。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

ホームページにつきましては公開するものと考えております。ちょっとすみません、記憶にないんですが、もし公開していないということであれば、ちょっと遅いかもかもしれませんが、速やかに公開したいと考えております。

以上でございます。

○田中（健）委員外議員 ちょっと各課で探せばいいかもしれませんが、指定管理者の指定ということで見ると出ていないようなので、出てくるのが、さっき言った1年前のサポートネットのところしか出てこないの、ちょっとその辺よく確認をして対応していただきたいと思います。私のほうが間違っていれば、もうちょっと丁寧に検索すればよかつたんかもしれませんが、よろしくお願いします。

○梅本委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第92号につきましては、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第 1 1 5 号 防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第 1 1 5 号防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第 1 1 5 号防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の 2 1 5 ページをお願いいたします。

本案は、物価の上昇等に対応し、客室及び研修室の使用料の額を改定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第 1 1 5 号につきましては、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第 1 1 6 号 防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第 1 1 6 号防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第 1 1 6 号防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の 2 2 1 ページをお願いいたします。

本案は、物価の上昇等に対応して、入園料の額を改定するとともに、こどもの利用を促進するため、こどもの入園料を無料とする改定を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 今ちょっと使用料の影響額を見ると、影響見込額が2万円ですね。だから、こどもを無料にして、それでも別にマイナスじゃなくて、影響が2万円プラスという感じということで理解してよろしいですか。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

こども抜きにして、影響は2万円の増額ということになっています。

○松村委員 これほかの施設にも言えますけど、こどもの利用料金を無料にするということは大変すばらしいことであると評価しておりますので、それでも私はマイナスになると思ってたんですけど、そこそこマイナスでもないということなんで、ちょっと安心しました。

以上です。

○重田委員 関連というか、こどもの利用料金無料になるということなんですけど、指定管理を受ける側からしたときに、指定管理料と利用料というのが多分収入になってくるんじゃないかなと思うんですけど、こども料金というのは、施設のほうに例えば指定管理料上乘せられるとか、精算をされるとか、その辺の考え方を教えてください。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

塩田記念公園につきましては、使用料については指定管理者のほうではなくて、市のほうに直接入ってくるものですので、そこについては影響はないと考えております。

○重田委員 ありがとうございます。

○梅本委員長 そのほかいかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第116号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第117号 防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第117号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例中

改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第117号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の227ページをお願いいたします。

本案は、物価の上昇等に対応して、飲食施設、地域産物等展示販売施設及び会議室の使用料の額を改定するとともに、会議室のうち小会議室として区分しているものを授乳スペースとして常時提供するため改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。ただいま委員外議員の方から発言をしたいとの申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、委員外議員の発言を許可することに決定をいたしました。

○田中（健）委員外議員 すみません、どうも。議案参考資料で見るほうが分かりやすいと思うので、231ページをお願いします。それで、上段が現行、表の下段が改正後ということですが、小会議室は先ほどのような理由でなくなるということで理解をしましたが、大会議室が520円から580円というのは、12%弱の値上げ率になります。それから、別表第1のほうの地域産物等展示販売施設についても約12%の金額の引上げになるんですが、飲食施設はほかのものと違って、これだけ値上げ幅が19%ぐらいになります。それで同じ施設ですから、同じように上がるのが私は普通だと思うんですけども、飲食施設だけなぜ高い値上げ幅にしたのか。その理由について、人件費だとか光熱費だとかいうことを考えれば、同じ、ぴちっと数字はないにしても端数がありますからなんですが、どうして飲食施設だけ高い値上げ幅にしたのか。ちょっとここについてお答え願いたいと思います。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

このたびの使用料の算定につきましては、平成30年から令和6年までの使用料の実績等を踏まえて、各施設ごとに増加率というのを算定しております。その結果として、飲食施設については、今回改正している数字というふうに算定したという結果でございます。

○田中（健）委員外議員 ほかの体育施設だとか、これから審議するものを見ても、同じ施設については大体同じ値上げ率なんですよね。新しい施設は割と値上げの幅が少なく、かなり前に造った施設は、かなり前に料金設定してるので高くなってるんですが、その施設全体がですね。同じ施設で、別表第1で掲げてある飲食施設と地域産物等展示販売施設、

ここだけが同じ施設で隣り合っただけでこうやって示されてるのに、値上げ率が片方が12%弱、片方が19%と違うので、どうしてそういう計算になるのか、ちょっとその根拠を示していただかないと、今のようない説明ではちょっと分からないですが。

○梅本委員長 暫時休憩いたします。

午前11時 5分 休憩

午前11時 8分 開議

○梅本委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

各施設ごとの原価の積み上げ、例えば原価の案分、利用面積であるとか、そういったことによって算出しております。その関係で増加率等も変わってきているものということになっております。

○田中（健）委員外議員 飲食施設が原価が特に上がるような要因があるわけですか。同じような施設、1つのフロアの中で、ここだけ原価が上がって値上げ率が違うというのは、非常に納得がいかない説明なんで、どういう計算をされたのか。だから、会議室とそれから地域産物等展示販売施設の値上げ率は両方とも12%弱で一緒なんですけど、同じフロアにあってすぐ隣にあるような飲食施設だけなぜ上がるのか。原価の計算だとか光熱費とかと言われても、ちょっとそれはよく分からないんですけどね。どうしてここだけが高くなるのか。計算間違いじゃないかとさえ思うんですけども。

○梅本委員長 暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時14分 開議

○梅本委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

皆様にお諮りいたします。議案第117号につきましては、今日の議案の一番最後に回させていただきますと思いますけども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第117号につきましては、一旦閉じまして、先に議案第122号に進みたいと思います。

議案第122号 防府市公会堂設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 議案第122号防府市公会堂設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第122号防府市公会堂設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の259ページをお願いいたします。

本案は、物価の上昇等に対応して、会場使用料、冷暖房使用料の額を改定しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第122号につきましては、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第123号 防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第123号防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第123号防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の267ページをお願いいたします。

本案は、物価の上昇等に対応して、施設使用料及びラウンジ使用料の額を改定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 こちらについては、時間区分と時間ごとになるのと二通りあると思うんですけど、時間区分のほうはいいんですが、どこだったかな、勉強会だったか、本会議だった

かな、本会議での議員の質問で、市民の皆さんが利用しやすいように時間制にしましたということなんですけど、その代わり時間制にすると、区分だったらまとめて借りるんで、お金のほうはまとめて払うんですけど、1時間ごとになったら逆に収入が落ちるんじゃないかということで、収入が落ちますという答弁があったと思うんですよね。そうしますと、確かに利用料金は物価の高騰等で上がるんですけど、時間で見ると減ってくると。さっき重田委員からもありましたけど、指定管理というのは、結局入ってくるもので指定管理料が決まってくるんで、これに対しては柔軟に、これはほかの施設にも言えることなんですけど、あえてここで質問させてもらいました。ほかの施設全体にもちょっと質問したいぐらいなんですけど。その辺はしっかり指定管理者のほうと話されて、今後の対応ができるようになるんか。後で精算しますとか、今回条例改正した後、1年間通して、実際それで影響があるんかないかで、その辺の決算の状況を見て、指定管理料の追加といいますか、そういったものを考えますとか、そういう話になってるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 お答えいたします。

公共施設の区分の改定に伴い1時間単位にされることで、利用料金制を採用している指定管理者の収入が減ってしまうんじゃないかというふうなお尋ねでございます。現時点では、今回1時間単位にしたことにより、指定管理者への補填というか、精算等については、直ちに影響を与える額ではないというふうに考えておりますので、現時点での精算というか、補填については考えておりません。

ただ、我々は常に指定管理者と運営に関して定期的にコミュニケーションを取っております。こうしたものの中で指定管理者のお客様の利用状況等については、詳細に状況を把握しながら、今後の施設運営を適切なものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松村委員 今現在では、影響はそんなにないだろうとあるけど、万が一1年通してあった場合は、当然双方で話し合っ、柔軟に対応していくという考え方はあるんかないんか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 お答えいたします。

将来状況が変われば、補填を含めた判断をすることについては、現時点で想定はないんですけれども、先ほど申しましたように常に指定管理者とコミュニケーションを取りながら適切な運営を目指してまいりたいというふうに思っております。

○松村委員 私、本会議で潮彩市場の指定管理のときの話で、結局、利用料金を上げることによって、ただでさえ今、潮彩市場で店舗がない、全部埋まってない状況の中で、しか

もぎりぎり何とか経営できているような状況で上げたら、逆にもっとなくなるんじゃないと、本末転倒になるんじゃないかと、こういう改正の仕方をするとという話の中で、ある程度指定管理者の裁量権というのを認めながら、そういったケース・バイ・ケースで対応していくという答弁があったと思うんですが、この分の指定管理者なんですけど、やっぱり指定管理者のいろんな事情があると。我々も把握してないような事情も多分あると思いますし、皆さんが把握してないような事情もあると思うんですが、その辺についてはやはり指定管理者としてきちっと任せてる以上は、何でもかんでも市の言うこと聞かにやつまらんぞじゃなくて、少しでも市民の利便性が上がる。市民のための事業がたくさんできる。だから、そういったお金が万が一減ってくれば、市民に対するイベントだったり行事ができなくなったり、いろいろサービスにも影響してくるんで、その辺は柔軟に対応してほしいということを要望しておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○梅本委員長 そのほかいかがでしょうか。ただいま委員外議員の方から発言をしたい申出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。

○田中（健）委員外議員 ありがとうございます。質疑というほどではないんですが、参考資料の276ページ、別表第3のところにラウンジ使用料というのがあります。これはアスピラートの1階の喫茶コーナーのようなその話だと思うんですが、これの金額については幅がある範囲内で市長が定めるというふうになっておりますが、その下限と上限の上げ幅は11%ぐらいで、これはほかの展示ホールだとか音楽ホールだとかの値上げ率と同じような上げ幅になっておるということで、こういうふうになるのが本来の姿でないかと。先ほどのまちの駅との関係で、ちょっとそのことだけ申し上げておきたいと思いません。

○梅本委員長 御意見だけでよろしいですかね。そのほかいかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案件につきましては、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第123号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第124号 防府市山頭火ふるさと館設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第124号防府市山頭火ふるさと館設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第124号防府市山頭火ふるさと館設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の277ページをお願いいたします。

本案は、来館者の利便性向上のため、開館時刻を午前10時から午前9時に改定するとともに、物価の上昇等に対応して、交流室の使用料の額を改定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○上野委員 すみません、ここの124号だけではなくて125号にも関係するんですけど、影響幅が1,000円ということで、あまり料金改定のほうの影響はないのかなということ、料金改定のほう自体には意見としてはないんですけど、相対的に利用者数が少ないということがあって、第6次総合計画のほうにも個別の施設のほうでもいろいろなイベントのほうがあたってはありますけれど、要は増やす方策というのがされていかないと、文化施設なのでなくすということは難しいと思いますけど、施設の維持が難しくなってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺で何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○森江文化振興課長 お答えいたします。

山頭火ふるさと館と利用の実績につきましては、主に有料利用は交流室の専用利用という形になっておりまして、確かに交流室の利用自体は、人数や件数としては少のうございます。ただ実際には、こちらはちょっと会合であるとか、講座であるとか、一部の方の関係者の集まりということが多くございまして、基本的にはふるさと館の企画展のほうの一般の来客のほうの増を目指すという方向で今、指定管理者は頑張っているという状況でございます。

以上です。

○上野委員 施設の運営自体のほうは、特段赤字が見込まれそうなのか、経営的には

安定できているということによろしいですかね。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

経営のほうは安定してできております。

○梅本委員長 上野委員、いいですか。そのほかいかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第124号につきましては、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第125号 防府市英雲荘設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第125号防府市英雲荘設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第125号防府市英雲荘設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の281ページをお願いいたします。

本案は、来館者の利便性向上のため、開館時刻を午前9時30分から午前9時に改定するとともに、物価の上昇等に対応して、英雲荘本館の観覧料及び玄関棟ほか館内4区画の使用料の額を改定し、併せて使用区分を1時間単位とするものでございます。

なお、こどもの利用を促進するため、こどもの観覧料は無料とする改定を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 ちょっとこれ資料を見ると、令和6年度決算が2万7,000円で令和8年が2万8,000円とあるんですけど、たしかここ花月楼のどこ、たくさん裏千家とか表千家の人が使いよると把握してるんですけど、もっといっぱい収入があってもおかしくないんじゃないかなと思ってるんですけど、この辺はどうなのか。影響見込額が1,

000円と。さっき上野議員もおっしゃってましたけど。この辺、何でなんかなとちょっと思ってるんですけど、御説明をお願いします。

○森江文化振興課長 お答えいたします。

花月楼につきましては、件数としては多い年度で10件超、少ない年度で5件と、それぐらいの実績でございますが、実際には、今これから1時間単位の利用に変更いたしますので、どれぐらいの変更があるかの見通しは少し難しいんですけども、今は午前・午後という区分でお貸ししているところでございます。実際に現場に確認しましたところ、おむね半日ないしは1日という使い方が多いだろうということで、実際には利用料金の増の部分の影響ぐらいしかないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○松村委員 よう分からないんですけど、あと観覧料とかいろいろあるじゃないですか。今、観月会で10月ぐらいなんかやったりもしてると思うんですけど、ああいうの、たしか料金が発生しとるんじゃないかと思うんですけど。それにしては、この資料は何なんですか。総務委員会使用料・利用料改定に係る影響額一覧と書いてあるんですけど、決算見込が2万8,000円というのは何でと思うんですよね。もっといっぱいあるんじゃないですかね。これそうじゃないんですかね。この資料は、要は決算全体を表してる数字じゃないということですか。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 お答えいたします。

先ほどの表の見方についてでございます。委員お尋ねの使用料・手数料改定に係る影響額一覧でございます。ただいま御指摘のございました英雲荘の部分については、この表の下から3行目でございます。この表の見方でございます。この英雲荘の項目につきましては、英雲荘のうち観覧料、それから先ほど申しました4つに区画された、いわゆる貸し館の利用料のものの影響についてお示しをしておりますが、この右の表の見方でございます。2万7,000円、1,000円とありますのは、決算額というふうに表示されておりますのは、いわゆる皆様がお支払いされた使用料の2万7,000円のお支払いがあったというもの、それから令和8年の決算見込額は、新しく改定された使用料に基づいて収入がこのように見込まれるというもの、その差引きの額というものでございます。

○梅本委員長 そのほかいかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかありますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第125号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第129号 防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第129号防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第129号防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

議案書の307ページをお願いいたします。

本案は、来館者の利便性向上のため、開館時刻を午前9時30分から午前9時に改定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第129号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第130号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

○梅本委員長 次に、議案第130号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 議案第130号防府市体育施設設置及び管理条例中

改正について御説明いたします。

議案書の311ページをお願いいたします。

本案は、物価の上昇等に対応して、体育施設の専用使用料、部分使用料、個人使用料、及び設備及び器具使用料の額を改定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○梅本委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第130号については、全員一致で原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午前11時39分 開議

○梅本委員長 それでは、休憩を閉じて、議案第117号の審議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

飲食施設と、その他の施設の増加率の差というところでの御質問です。飲食施設につきましては、その施設に特有の什器類であるとか備品類、そういったものを今回新たに設置した、そういった経費は全体の案分の中には加えておりません。全体の案分後にその飲食施設のみに加算しているため、この施設だけ増加率が高いということになっております。

以上でございます。

○田中（健）委員外議員 設置条例を確認すると、電気、水道、ガス、下水道使用料は実費負担なので、これは直接この料金には関係ないということが分かりますが、厨房及び附属の設備を含むという形で、それを少し新しくしたということですか。これは当初の段階、前のこの利用料を決めるときに新たに付加した設備があるので、その分の負担をしてくれ

ということになるわけですか。

○藤本観光振興課長 お答えいたします。

飲食施設につきましては、特殊な設備等もございまして、それが故障等したために新たに入れ替えたもの等がございます。そうしたものは全体の案分の後に、原価の飲食施設のみに加算しているというところがございます。

以上でございます。

○田中（健）委員外議員 故障の入れ替えとか何とかを今回の料金算定に入れるのはちょっとおかしいと思うんですよね。そういうことやったら、野球場の改修だとかそういうものも、みんな料金改定の中に入れていかないといけないということですが、そこまでしてのように思えないんですけどね、金額を見ると。その算定の仕方がちょっと納得いかないですけども。これは我々が今度行くときのメニューの値段が上がることにもつながりますので、厳しくチェックしたいんですけども。途中で設備を入れ替えるというのは、これは当然、市のほうがやるような話で、そこまで加算ということになってくると、ちょっとそれはほかのものとのアンバランスが生じるんじゃないんですか。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 お答えいたします。

うめてらすの料金算定の根拠についての詳細の御説明について、補足した御説明を申し上げます。

まず、これは原価に対応して上昇率を掛け合わせて新しい使用料の算定を求めていくわけですが、問題となっておりますのは、この原価の算定についてでございます。原価の要素といたしましては、主に人件費、物件費、備品購入費という3つの区分に分かれてまいります。

人件費については、サービスに直接従事する人の労務費に相当いたします。そして物件費については、例えば光熱水費など、いわゆるランニングコストになりますが、これは利用者の方が直接お支払いをする部分については計算には入ってございません。いわゆる供用部分として必要となる照明であるとかそういったものになります。また、備品の調達に関するものですが、新規のものに対しても、備品の購入も一定額以上を超えるものについては、公費で負担すべきものでございますけれども、そうではない、運営中に必要となってくるものについては、こちらについては原価に含んで計算を求めてまいりました。

これにおいて、先ほども御説明を申し上げましたが、飲食施設については、例えば加熱調理などお料理を提供するのに専門の器具等を備え付けてございます。こういったもののランニングにかかるコスト、それから定期的に更新をするにしても、額が多額に及ばないようなものの部品等の入れ替えについては原価に含めてまいっております。逆にこれをほ

かの供用部分のトータルコストの中に含めてまいりますと、全体のコスト増につながってまいります。飲食施設については、先ほど飲食の料金が上がってしまうというふうな御懸念の声も頂戴いたしましたが、適切な料金算定について御理解をいただきながら、今後、うめてらすの運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○梅本委員長 そのほかいかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、議員間討議を行います。いかがでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第117号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件についての審査を終了いたします。執行部の皆様は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

閉会中の継続調査事項について

○梅本委員長 委員の皆様は、引き続き閉会中の継続審査について御協力いただきたいと思います。

御協議いただきたいと思います。これまでは、レジュメの記載のとおり6項目を継続審査としておりましたが、いかがいたしましょうか。変更なしでよろしいですか。それでは、引き続き前回と同じ6項目を委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅本委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出を行います。

なお、委員会の開催日時については、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、総務委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 46 分 散会

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 7 年 12 月 10 日

防府市議会総務委員長 梅 本 洋 平